

治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する意見書

1925年に制定された治安維持法により、戦前の天皇制政治のもとで主権在民、民主主義、侵略戦争反対などを唱えたことを理由に、多くの人たちが弾圧され、犠牲となりました。治安維持法が廃止されるまでの20年間に、逮捕された人は数十万人、送検された人は7万5,000人、拷問により虐殺された人や獄死した人は約2,000人に上りました。当市でも多くの人が弾圧され、特に1941年の太平洋戦争開戦当時、当市で教鞭をとり、子どもたちをこよなく愛し、地域の人たちに慕われていた人たちへの弾圧(綴方事件)は今なお痛ましい出来事として市民の間に語り継がれております。

ドイツでは、「戦争犯罪人と人道に反する罪に時効はない」という国際法に基づき、今も戦犯を追及し、犠牲者に賠償しており、イタリアでも国家賠償法を制定し、犠牲者に終身年金を支給しています。また、条約を批准していないアメリカやカナダでも戦争中の日系人強制収容について謝罪と賠償が行われています。

我が国では戦後、治安維持法が人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処刑された人々は無罪とされました。しかし、これまでの歴代政府は何ら補償措置をしておりません。

治安維持法の制定から78年が経過し、生存する犠牲者はわずか200人余となっております。この人々の存命中に一日も早く政府による謝罪と賠償を実現することは人道上当然の急務であり、再び戦争と暗黒政治を許さないあかしとなるものです。

よって、政府及び国会におかれては、治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)を制定されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年12月19日

(提出先)内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長